基本事件番号　　　　　　年(家)第　　　　　　　号

上　　申　　書

令和　　　年　　　月　　　日

大阪家庭裁判所　御中

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

誰を後見人等に選任するかについて、本人の陳述を聴こうとしましたが、

□　本人と意思疎通ができないため、

□　本人から陳述がない、又は本人が無関係な陳述をしたため、

本人の陳述を聴くことができませんでした。

　その詳しい事情は、次のとおりです。

*例：本人が高次脳機能障害であり、意思疎通ができない。本人が興奮して会話を拒否した。*

*本人は「分からない」と述べたまま何も話そうとしなかった。*

*意見を聴いたところ、本人が「○○（本人の具体的な陳述内容）」と無関係な陳述しかしなかった。*

※　□は，該当する方にチェック又は■にしてください。